

ハンガリー

商標規則

1997年法令第19号

1997年7月1日施行

目次

- 第1条 商標の出願
- 第2条 願書
- 第3条 標識及び商品の一覧
- 第4条 地理的表示保護の出願
- 第5条 地理的表示にかかる願書，名称及び製品一覧
- 第6条 施行

第1条 商標の出願

商標の出願には次を含めるものとする。

- (a) 願書
- (b) 標識
- (c) 商品及びサービスの一覧
- (d) 出願が団体標章又は証明標章にかかわるものである場合は、その規則
- (e) 条約上の優先権を主張している場合は、優先権書類
- (f) 博覧会優先権を主張している場合は、関連証明書
- (g) 代理人(いる場合)を選任する書類
- (h) 特別の法令により規定された行政サービスの手数料

第2条 願書

(1) 願書は、1通の写しを提出するものとし、かつ、次を含めるものとする。

- (a) 出願人の名称及び住所。出願人が複数である場合にその権利の持分が均等でないときは、権利の持分
 - (b) 標識又は第3条(1)に基づいて添付される標識への言及及び標識の種類(すなわち 語句、図形、色彩、3次元の形態、音声又は光シグナル)の表示
 - (c) 商品及びサービスの一覧又は第3条(2)に基づいて添付されたこの一覧への言及
 - (d) 代理人(いる場合)の名称及び住所
 - (e) 条約上の優先権、博覧会優先権又は国内優先権を主張する場合は、その旨の宣言。この宣言においては、条約上の優先権の場合は外国商標出願の出願日、国名及び番号を、博覧会優先権の場合は博覧会の日及び名称を、国内優先権の場合は係属商標出願の出願日及び参照番号を示す。
 - (f) 商標登録の申請
 - (g) 願書に添付した書類の一覧
 - (h) 出願人(すべての出願人)又は代理人の署名
- (2) 願書は、ハンガリー特許庁から無料で入手できる様式に記載することによって作成することも可能である。

第3条 標識及び商品の一覧

- (1) 標識の図的表示が書き方の標準様式と異なる場合は、この標識は、5通の同一の写しを提出する。その場合、標識の用紙の長さは8cmを超えてはならず、かつ、次により作成するものとする。
- (a) 色彩付きの標識は彩色する。
 - (b) 3次元の形態は2次元で再現する。
 - (c) 色彩、光シグナル及びホログラムは図形又は絵による。
 - (d) 音声標識は音符による。
- (2) 一覧に掲載する商品及びサービスの量によっては、商品の一覧を新しい用紙から始めてもよい。この一覧は、1通の同一の写しを提出する。

第4条 地理的表示保護の出願

- (1) 地理的表示登録の出願には次を含めるものとする。
 - (a) 願書
 - (b) 地理的表示の名称及び種類(地理的標識又は原産地名称)
 - (c) 製品の一覧(地理的表示保護の請求対象である製品の表示)
 - (d) 農産品又は食品の場合は、地理的表示を伴う製品が製品明細書に記載されている条件に合致している旨の証明書を付した製品明細書
 - (e) 代理人(いる場合)を選任する書類
 - (f) 特別の法令により定める行政サービス手数料
- (2) ハンガリー特許庁の特別の要求がある場合は、出願人が、地理的表示の指定対象である製品を、定められた地域において製造し、加工し又は作成することを証明しなければならない。

第5条 地理的表示にかかる願書、名称及び製品一覧

- (1) 地理的表示登録の出願の場合は、第2条及び第3条の規定を願書の作成、地理的表示の名称及び製品一覧の提出に準用する。
- (2) 地理的表示の保護にかかる願書は、ハンガリー特許庁から無料で入手できる様式に記載することにより作成することも可能である。

第6条 施行

- (1) 本法令は、1997年7月1日に施行する。本法令の規定は、本法令の施行後の商標出願及び地理的表示保護にかかる出願に適用する。
- (2) 本法令の施行と同時に、商標出願の詳細手続に関する布告 No. III-OTH-1970 を廃止する。